



平成 23 年 5 月 11 日

各 位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 前田 修 司
(コード番号：9735 東証第一部 大証第一部)
問合せ先 経営監理室長 加藤 幸司
TEL 03-5775-8225

会社名 セコムテクノサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂本 正 治
(コード番号：1742 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 上田 理
TEL 03-5340-5201

セコム株式会社と連結子会社であるセコムテクノサービス株式会社の
吸収合併（簡易合併・略式合併）契約締結に関するお知らせ

セコム株式会社（以下「セコム」といいます。）とその連結子会社であるセコムテクノサービス株式会社（以下「セコムテクノ」といい、セコムと併せて「両社」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、セコムを吸収合併存続会社、セコムテクノを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で本合併に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせいたします。

なお、本合併は、セコムについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易合併の手続きにより、セコムテクノについては会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式合併の手続きにより、それぞれ株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

また、本合併の効力発生日（平成 23 年 7 月 1 日（予定））に先立つ平成 23 年 6 月 28 日に、セコムテクノの株式は上場廃止（最終売買日は平成 23 年 6 月 27 日）となる予定です。

1. 合併の目的

セコムは、平成 23 年 2 月 8 日付「上場子会社であるセコムテクノサービス株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付けプレスリリー

ス」といいます。)に記載のとおり、セコムテクノとの経営統合を企図し、平成 23 年 2 月 9 日から平成 23 年 3 月 24 日まで、セコムテクノの発行する普通株式を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたしました。その結果、本日現在、セコムはセコムテクノの普通株式 12,609,471 株(セコムテクノの発行済株式総数に占める保有割合で 97.09%、議決権割合で 97.12%(注))を保有しております。

公開買付けプレスリリースに記載のとおり、セコムは、本公開買付け後に、セコムを吸収合併存続会社、セコムテクノを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを企図していましたが、仮に本公開買付けの決済後のセコムテクノにおける米国人株主の保有割合(米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933。以下「米国証券法」といいます。)に従い算定されます。以下同じ。)が 10%を超え、当該合併の実施によりセコムに米国証券法に基づく登録届出書提出義務が発生する場合には、セコムは、本公開買付けの直後には当該合併を実施せずに、セコムテクノの普通株式に全部取得条項を付した上、当該株式の全部取得と引換えに別個の種類別のセコムテクノ株式を交付する方法によりセコムテクノを完全子会社とした上で、セコムを吸収合併存続会社、セコムテクノを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを企図してあります。

本公開買付けの結果、平成 23 年 3 月 31 日現在のセコムテクノにおける米国人株主の保有割合が 10%を超えなかったため、両社は、当初の予定どおり、本公開買付け後に本合併を行うことといたしました。

セコムとセコムテクノの経営統合の目的につきましては、公開買付けプレスリリース及びセコムテクノ公表の平成 23 年 2 月 8 日付「支配株主であるセコム株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」に記載のとおりですが、具体的な内容は以下のとおりです。

セコムは、昭和 37 年の創業以来、日本で初めてのセキュリティサービス会社として、日々変化する社会の幅広いニーズに素早く対応することで「安全・安心」を提供してまいりました。昭和 41 年にオンライン・セキュリティシステムの開発を皮切りに、昭和 56 年に家庭向けのオンライン・セキュリティシステム、平成 13 年には屋外用携帯緊急通報システム「ココセコム」など、時代のニーズにいち早く対応したシステムを開発し、提供してきました。セコムグループは、より「安全・安心」で、より便利で、より快適な暮らしを社会に提供できるようセキュリティサービスを中核に据え、その事業領域を、防災、メディカルサービス、保険、地理情報サービス、不動産開発・販売、情報通信・その他へと拡大してきました。このような事業の各種サービスを複合的に組み合わせることで、セコムグループ独自のサービスを開発・提供し、「いつでも、どこでも、誰もが安全・安心に暮らせる社会」を実現する「社会システム産業」の構築を目指しています。

また、セコムグループは、平成 22 年 11 月に、「ALL SECOM」を宣言しました。「セコ

ムグループ総力のさらなる結集」を基本メッセージとし、展開するさまざまな事業間の連携を今まで以上に進めることでセコムグループの力を最大限に発揮することを目的として、社員一人一人が積極的に取り組んでいます。

一方、セコムテクノは、昭和45年にセコムのオンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事の請負を目的として、セコムから分離独立し、子会社として設立されました。セコムテクノは、セコムと共通の基本理念のもと、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事の施工と建物設備のメンテナンスを柱に、建築設備工事やエンジニアリング、マンションセキュリティシステム、安全商品・損害保険の販売なども行い、ビルや家庭の「安全・安心」を支えています。セコムテクノは、事業の更なる拡充を目的とした経営改革の過程で資金の確保とともに、社会的信用や知名度の向上、広範囲の優れた人材の確保、社員のモラル向上を図るため、平成11年に株式上場を果たし、現在もセコムテクノ株式会社は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しています。

現在、セコムテクノは以下のサービス・商品をお客様に提供しています。

- ① オンライン・セキュリティシステム工事の施工：家庭、店舗などの幅広いセコム商品群のシステム構築に係る取付工事
- ② ビルメンテナンス：建物の安全管理を柱としたビルメンテナンスサービスを提供
- ③ ファシリティマネジメント：建物設備の情報を、統合管理するサービスを提供
- ④ 建築設備工事：新築ビルへの各種設備の設置及び既存設備のリニューアルなどの要望に対応
- ⑤ エンジニアリング：産業系設備に特化し、自然環境に配慮した製造環境をサポート
- ⑥ テクノ・オンコールセンター：夜間、休日でも設備の故障や修理を受け付けるオンコールセンターを運営
- ⑦ マンションセキュリティシステムの販売：マンションセキュリティシステムの販売・施工
- ⑧ 安全商品・損害保険：セコムグループの開発による各種の防犯・防災商品、損害保険の取扱い

セコムグループの中心的なサービスであるオンライン・セキュリティサービスの仕組みは、契約先の建物等に侵入・火災・設備異常などを受信するセンサーなどの各種セキュリティ機器を設置し、通信回線を利用してセコムのコントロールセンターと結び、コントロールセンターの管制員が24時間365日監視するものです。そして、契約先に異常が発生した場合、その情報がコントロールセンターに送信され、管制員がその内容を確認し、最寄りの緊急発進拠点の緊急対処員に急行を指示して、緊急対処員が適切な処置を行います。また、必要に応じて警察や消防などへも通報します。セコムグループでは、セキュリティシステムの研究・開発から、機器の製造、販売、セキュリティプラン

ニング、設置工事、24時間監視、緊急対処、変更工事（機器の交換、追加、撤去工事）、機器のメンテナンスに至るまでセコムグループで一貫して行う体制を整えています。

セコムグループがオンライン・セキュリティサービスを提供するにあたり、セコムテクノは、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事及び変更工事を担当しているため、施工後のオンライン・セキュリティサービスの品質維持に重要な役割を担っています。セコムテクノは、工法や施工技術等が全国均一で良質になるよう品質の向上に努めるとともに、施工・業務管理の効率化、管理コストの低減に努めてまいりました。また、ビルメンテナンス事業分野（建物設備の保守点検及び修繕工事業業）においては、消防設備、空調設備、エレベーターといった建物設備の保守点検及び修繕工事業業を発展させ、業容の拡大に努めてまいりました。平成22年度の運営方針として、セコムテクノは「新生テクノ改革宣言！」をスローガンに掲げ、組織改革と意識改革を進めています。施策のひとつとして、セコムテクノの本社組織をこれまでの事業別の組織から、「営業」「業務」「管理」を骨格に据えた機能型組織としたことで、特に上記の建物設備の保守点検及び修繕工事業業についての「営業」力を強化することでセコムテクノの「攻め」の意識を高めるとともに、「業務」「管理」がお客様とセコムテクノ自体の「守り」の役割を担うこととし、それぞれの組織の役割と考え方を明確にしました。このほか、各事業部門の管理・業務などを集約し、効率化を図り、さらに支社組織においては、セコム各本部に対応した組織を基本として、セコムグループの営業力も十分に活かし、セコムグループとの相乗効果を高められるよう組織を編成いたしました。また、「ALL SECOM」の主旨に則り、今まで以上に高品質の業務・サービスを提供することで、社会やお客様から高い信用と信頼を得て業容の拡大につなげていくことを目指しております。

上記のように、セコム及びセコムテクノは、グループとして経営戦略を共有し、さまざまな施策を行ってまいりましたが、変化の激しい今日の社会においては、「安全・安心」に対する社会的需要がより一層高まるとともに、その内容も多様化・高度化しています。社会動向、犯罪動向、新技術、社会インフラなど、社会のさまざまな要素の変化により、お客様が求める「安全・安心」は常に変化しており、それに伴い、セキュリティサービス市場も常に変化を続けながらもその「安全・安心」に対する社会的需要から市場規模は拡大し続けていると、両社は認識しています。また、環境をキーワードとした、建物建築、設備、周辺の技術革新とこれらに対応できる新しいサービスの提供が、セコムグループに求められていると考えております。さらに、「ALL SECOM」の具体的対応として、グループ会社の構成についても、その会社の存在する意義、設立の経緯を考慮しながら見直しを行い、経営資源の最適な配分を図り、お客様にとって最良のサービスを提供できるようにしていくことを考えております。かかる社会の急激な変化に対応し、かつセコムグループの経営資源の最適な配分を図るためには、従来のように警備部門、設置工事部門及び設備メンテナンス部門がそれぞれ独立した

部門として存在するよりも、研究・開発から各サービス提供まで一貫した意思決定及び総合的な事業展開を行うことができる体制の構築が必要であると考えております。

こうした中で、セコム及びセコムテクノは、平成22年12月頃からセコムグループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。また、本公開買付け後も詳細な協議・検討を重ねた結果、セコム及びセコムテクノは、本合併を通じて経営統合することにより、相乗効果の最大化を実現し、「社会システム産業」の確立に向けた取り組みを加速していくことが、セコムテクノの企業価値拡大のみならず、セコムグループ全体の企業価値拡大のために非常に有益であるとの結論に至りました。また、セコムテクノとしましても、本合併は以下の点において相乗効果が見込まれるため、戦略的意義が十分にあると考えています。

- ①セコムの開発部門（開発センター）、工事についてのフィールド担当部門（システム技術部）及びセコムテクノの工事部門が一体になることで品質の向上が期待でき、また、工事施工上の課題を商品開発に迅速にフィードバックできるようになること
- ②ビルメンテナンスサービスについて、セコムのコントロールセンターと、セコムテクノのオンコールセンターの連携性が高まるため、機動性のあるビルメンテナンスサービスが提供でき、一層の差別化につながる事
- ③意思決定及び戦略実行のスピードを加速させることができること
- ④セコムとセコムテクノの各営業部門を一体化させることで、営業チャネルの相互活用をはじめとする機動的で、かつ、柔軟性を持った営業展開を図ることができること
- ⑤セコムグループ全体としての、商品開発・マーケティング・本社機能などに関する人材の有効活用等、経営資源の最適化を図ることができること
- ⑥上場維持コストなどの負担軽減と、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除できること

なお、セコムは、本合併後も、オンライン・セキュリティシステムの構築に係る取付工事を中心とする工事関連部門並びにビルメンテナンス事業部門として自主性を重視した組織体制を維持し、設置工事業業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、セコムグループの中心であるセキュリティサービス事業の強化を図り、また設置工事業業・ビルメンテナンス事業業の品質の更なる向上を図る所存です。

(注) セコムが保有するセコムテクノの普通株式に係る議決権の数 25,218 個が、セコムテクノの総株主の議決権の数 25,965 個に占める割合として計算しております。本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、セコムテクノが平成23年2月10日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在のセコムテクノの普通株式の発行済株式総数(12,987,000株)から、同四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在のセコムテクノが保有する自己株式数(4,202株)を控除した株数(12,982,798株)に係る議決権の数(25,965個)を「総株主の議決権の数」として計算し

ております。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

合併契約承認取締役会決議日（両社）	平成23年5月11日
合併契約締結日	平成23年5月11日
最終売買日（セコムテクノ）	平成23年6月27日（予定）
上場廃止日（セコムテクノ）	平成23年6月28日（予定）
合併効力発生日	平成23年7月1日（予定）

(注) 本合併は、セコムについては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易合併の手続きにより、セコムテクノについては会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併の手続きにより、それぞれ株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

(2) 合併の方式

セコムを存続会社とする吸収合併方式で、セコムテクノは解散します。

(3) 合併に係る割当ての内容

	セコム (吸収合併存続会社)	セコムテクノ (吸収合併消滅会社)
合併に係る割当ての内容	1	0.85
本合併により 交付する株式数	普通株式：317,327株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

セコムテクノの普通株式1株に対して、セコムの普通株式0.85株を割当交付します。ただし、セコムが保有するセコムテクノの普通株式及びセコムテクノが保有する自己株式については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する株式数

セコムは、本合併に際して、本合併によりセコムがセコムテクノの発行する普通株式（ただし、セコム及びセコムテクノが保有するセコムテクノの普通株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のセコムテクノの株主の皆様（ただし、セコム及びセコムテクノは除きます。）に対して、その有するセコムテクノの普通株式1株につき、セコムの普通株式0.85株の割合をもってセコムの普通株式を割当交付します。

また、セコムの交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本合併における割当てに際してセコムが新たに普通株式を発行する予定はありません。なお、セコムの交付する普通株式総数は、基準時までにはセコムテクノが保有することとなる自己株式数（本合併に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、セコムの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、セコムの普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ① 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

セコムの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をセコムから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

セコムの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式をセコムに対して買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、セコムの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるセコムテクノの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、セコムが普通株式1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

セコムテクノは、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

3. 合併に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本合併に係る合併比率（以下「本合併比率」といいます。）については、その公正性を担保することを目的として、セコム及びセコムテクノがそれぞれ別個に合併比率の算定を第三者算定機関に依頼することとし、セコムは両社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、セコムテクノは両社から独立した第三者算定機関として有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定しました。

野村證券は、セコムについては、セコムが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成23年5月9日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部におけるセコムの普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。

セコムテクノについては、セコムテクノが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成23年5月9日を基準日として、東京証券取引所市場第二部におけるセコムテクノの普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また、セコムテクノには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、セコムテクノの事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

セコムの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のと

おりとなります。

市場株価平均法	: 0.78~0.87
類似会社比較法	: 0.57~0.81
D C F 法	: 0.81~1.30

一方、トーマツは、セコムについては、セコムが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成23年5月9日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部におけるセコム普通株式の、平成23年2月9日（本公開買付け開始の日）から算定基準日までの終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を採用して算定を行いました。

セコムテクノについては、セコムテクノが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成23年5月9日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第二部におけるセコムテクノ普通株式の、平成23年2月9日（本公開買付け開始の日）から算定基準日までの終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近1週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また、それに加えて、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、D C F 法を採用して算定を行いました。なお、セコムテクノの事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

セコムの普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

市場株価法	0.84~0.88
D C F 法	0.84~0.94

(2) 算定の経緯

セコム及びセコムテクノは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた合併比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本合併に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにセコムの普通株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、セコムテクノの普通株式の評価については、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、セコム及びセコムテクノは、本合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本合併比率により本合併を行うことにつき、本日開催されたセコム及びセコムテクノの取締役会において決議し、両社間で本合併契約を締結しました。

なお、本合併比率は、本合併契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

セコムの第三者算定機関である野村証券及びセコムテクノの第三者算定機関であるトーマツはいずれも、セコム及びセコムテクノの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

セコムテクノの普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、本合併により、平成 23 年 6 月 28 日付で上場廃止（最終売買日は平成 23 年 6 月 27 日）となる予定です。なお、上場廃止後は、セコムテクノの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

セコムテクノの普通株式が上場廃止となった後も、本合併によりセコムテクノの株主の皆様が割り当てられるセコムの普通株式は東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に上場されており、本合併の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、セコムテクノの普通株式を 118 株以上保有し本合併によりセコムの普通株式の単元株式数である 100 株以上のセコムの普通株式の割当てを受けられるセコムテクノの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、118 株未満のセコムテクノの普通株式を保有するセコムテクノの株主の皆様には、セコムの普通株式の単元株式数である 100 株に満たないセコムの普通株式が割り当てられます。また、118 株以上のセコムテクノの普通株式を保有するセコムテクノの株主の皆様につきましても、割当ての結果、セコム普通株式の単元株式数（100 株の整数倍）を超える株式について単元未満株式を保有することがあります。そのような単元未満株式については金融商品取引所において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、セコムに対し、その保有する単元未満株式を買い取することを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をセコムから買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、前記「2. 合併の要旨(3)合併に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。

(5) 公正性を担保するための措置

前記「1. 合併の目的」に記載のとおり、セコムは、既にセコムテクノの発行済株式数の 97.09%を所有していること並びにセコムとセコムテクノの人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、セコム及びセコムテクノは、本合併の公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

セコムは、本合併の公正性を担保することを目的として、合併比率を算定するにあたり、両社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 23 年 5 月 10 日に提出された合併比率算定書（算定基準日：平成 23 年 5 月 9 日）を参考にいたしました。なお、セコムは、野村證券から本合併の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。野村證券が用いた手法及び算定された合併比率は、前記「(1) 算定の基礎」に記載のとおりです。

また、セコムテクノも、本合併の公正性を担保することを目的として、合併比率を算定するにあたり、両社から独立した第三者算定機関としてトーマツから平成 23 年 5 月 10 日に提出された合併比率算定報告書（算定基準日：平成 23 年 5 月 9 日）を参考にいたしました。なお、セコムテクノはトーマツから本合併の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。トーマツが用いた手法及び算定された合併比率は、前記「(1) 算定の基礎」に記載のとおりです。

② 独立した第三者委員会の設置

セコムテクノは、意思決定の恣意性を排除し、セコムテクノの意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、両社から独立した外部の有識者である長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）及び高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）の 2 名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対し、(a) 本合併はセコムテクノの企業価値向上に資するか、(b) 本合併における合併条件（合併比率を含む）の公正性が確保されているか、(c) 本合併において公正な手続を通じたセコムテクノの株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d) (a) から (c) までのほか、本合併はセコムテクノの少数株主にとって不利益なものでないか、を第三者委員会に対し諮問することをセコムテクノ取締役会にて決議のうえ、第三者委員会へ諮問を行いました。

第三者委員会は、合計で 4 回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、セコムテクノから、本合併の内容、本合併の目的及び本合併により向上することが見込まれるセコムテクノの企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、セコムからも同様の説明を受けました。また、トーマツがセコムテクノに対して提出した合併比率算定報告書を参考にするとともに、トーマツから合併比率に関する説明を受けました。さらに、第三者委員会は、セコムテクノのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも、本合併の手続について説明を受けました。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成

23年5月10日に、セコムテクノ取締役会に対して、(a)本合併はセコムテクノの企業価値向上に資するものと認められ、(b)本合併における合併条件（合併比率を含む）の公正性は確保されていると認められ、(c)本合併において公正な手続を通じたセコムテクノの株主の利益への十分な配慮がなされているものと認められ、(d) (a)から(c)までのほか、本合併はセコムテクノの少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨を内容とする答申書を提出しております。

③ 独立した法律事務所からの助言

セコムテクノは、セコムテクノの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本合併に対するセコムテクノの意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

(6) 利益相反を回避するための措置

セコムテクノは、本日開催の取締役会において、全取締役が出席し、出席した取締役の全員一致で、本合併契約を締結する旨の決議をしました。また、下記の理由で取締役会を欠席した中野睦人氏及び小野晃司氏を除く当該取締役会に出席した監査役は、セコムテクノがセコムとの間で本合併契約を締結することに善管注意義務・忠実義務に違反する事実は認められない旨の意見を述べています。

なお、前記「1. 合併の目的」に記載のとおり、セコムは、既にセコムテクノの発行済株式数の97.09%を所有していること並びにセコムとセコムテクノの人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、利益相反防止の観点から、セコムテクノの監査役のうち、セコムの顧問を務める中野睦人氏及び小野晃司氏は、セコムテクノの取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。なお、セコムテクノの現役員及びセコムテクノは、本合併後におけるセコムテクノの現役員のセコムの役員への就任について、セコムとの間で、何らの合意もしておりません。

4. 合併の当事会社の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名称	セコム株式会社	セコムテクノサービス株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	東京都中野区弥生町五丁目6番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 前田 修司	代表取締役社長 坂本 正治
(4) 事業内容	警備請負サービスを中心としたオンライン・セキュリティサービス、現金護送及び常駐警備の提供、安全商品の販	オンライン・セキュリティシステム工事の施工と建物設備のメンテナンス、各種建築設備に関する設計から施

	売等	工・維持管理、マンションセキュリティシステムの販売及び施工
(5) 資本金	66,377 百万円	2,357 百万円
(6) 設立年月日	昭和 37 年 7 月 7 日	昭和 45 年 5 月 21 日
(7) 発行済株式数	233,288,717 株	12,987,000 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数	33,956 名 (連結) (平成 22 年 12 月 31 日現在)	1,345 名 (連結) (平成 22 年 12 月 31 日現在)
(10) 主要取引先	株式会社三菱東京UFJ銀行 ヤマト運輸株式会社 株式会社イーネット 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス ワッティー株式会社 セイコーインスツル株式会社	セコム株式会社 富士通セミコンダクター株式会社 株式会社雄電社 株式会社日立ビルシステム 三菱電機ビルテクノサービス株式会社
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行

(12) 大株主及び 持株比率	ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー ((常代) 香港上海銀行東京支店)	8.11%	セコム株式会社	67.76%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.78%	ビービーエイチフオーフイデリティロープライスストックファンド(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	9.99%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.76%	セコムテクノサービス従業員持株会	2.08%
	野村信託銀行株式会社 (信託口 2052098)	2.63%	セコムテクノサービス取引先持株会	1.49%
	飯田 亮	1.85%	ノーザントラストカンパニー (エイブイエフシー)	1.36%
	野村信託銀行株式会社 (信託口 2052088)	1.77%	サブアカウントブリテイツシユククライアント(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.15%
	財団法人セコム科学技術振興財団	1.72%	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.15%
	ジェーピー モルガン セキュリティーズ ((常代) 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	1.43%	野田智史	0.39%
	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS ((常代) 香港上海銀行東京支店)	1.39%	CBNY-DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	0.28%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.37%	シーエムビーエル, エスエーリ, ミューチャルフアンド(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	0.27%
			日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	0.23%
	(平成22年9月30日現在)		(平成22年9月30日現在)	
	(注1)		(注1)	

(13) 当事会社間の関係	
資本関係	セコムは、本日現在、セコムテクノの発行済株式総数の97.09%の株式を保有し、セコムテクノを連結子会社としております。
人的関係	下記の者は、セコムとセコムテクノの役職を兼任しております。 セコム顧問 中野 睦人 (セコムテクノ監査役) セコム顧問 小野 晃司 (セコムテクノ監査役) また、セコムの従業員64名がセコムテクノへ出向し、セコムテクノの従業員16名がセコムへ出向しております。
取引関係	セコムは、セコムテクノより、オンライン・セキュリティサービスの構築に係る取付工事、建物・設備全般の保守点検、維持管理及びその他保全に係るサービスを受けているほか、マンションセキュリティシステム等の安全商品をセコムテクノに販売しております。
関連当事者への該当状況	セコムテクノはセコムの連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	セコム株式会社 (連結)			セコムテクノサービス株式会社 (連結)		
	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期
連結純資産	582,608	625,153	654,055	33,315	34,252	35,397
連結総資産	1,090,483	1,081,679	1,094,400	42,405	42,685	44,554
1株当たり純資産(円)	2,380.12	2,561.94	2,716.35	2,562.44	2,634.59	2,722.86
連結売上高	678,400	654,678	663,887	67,894	63,005	63,155
連結営業利益	87,634	98,539	99,141	5,205	3,694	3,789
連結経常利益	90,924	98,327	109,674	5,353	3,900	4,226
連結当期純利益	21,502	47,611	60,846	3,095	2,228	2,450
1株当たり連結当期純利益(円)	96.69	218.37	279.07	238.40	171.62	188.77
1株当たり配当金(円)	85.00	85.00	90.00	100.00	100.00	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注1) 持株比率は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

(注2) セコム及びセコムテクノの平成23年3月期における経営成績及び財政状態に係る数値は、いずれも金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第193条の2に基づく監査法人の監査を受ける前のものです。

5. 合併後の状況

		吸収合併存続会社
(1)	名 称	セコム株式会社
(2)	所 在 地	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 前田 修司
(4)	事 業 内 容	警備請負サービスを中心としたオンライン・セキュリティサービス、現金護送及び常駐警備の提供、安全商品の販売等
(5)	資 本 金	66,377百万円
(6)	決 算 期	3月31日
(7)	純 資 産	現時点では確定していません。
(8)	総 資 産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。本合併により発生するのれんの金額等の事項に関しては、現時点で未定です。

7. 今後の見通し

本合併によるセコムの連結業績及び個別業績への影響額につきましては、セコムが平成23年5月11日に公表した「平成23年3月期決算短信」における平成24年3月期の連結業績予想及び平成24年3月期の個別業績予想に反映されております。

なお、セコムテクノは本合併の効力発生日に消滅する予定であることから、セコムテクノは平成24年3月期の連結業績予想は発表していません。

セコムに係る当期連結業績予想(平成23年5月11日公表分)及び前期連結実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (平成24年3月期)	673,900	100,000	103,000	57,300
前期連結実績 (平成23年3月期)	663,887	99,141	109,674	60,846

セコムに係る当期個別業績予想(平成 23 年 5 月 11 日公表分)及び前期個別実績

(単位：百万円)

	売上高	経常利益	当期純利益
当期個別業績予想 (平成 24 年 3 月期)	341,100	73,900	68,200
前期個別実績 (平成 23 年 3 月期)	329,297	74,501	45,023

8. 支配株主との取引等に関する事項

セコムはセコムテクノの支配株主であるため、本合併は、支配株主との取引等に該当します。

セコムテクノが平成 22 年 7 月 6 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している指針は、「親会社との主要な取引として、セコム株式会社が提供するオンライン・セキュリティシステムの工事を担っておりますが、工事料金の算定については、市場相場を参考に、双方協議の上決定しております。」というものであり、かかる指針に現れるように、セコムテクノは、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、市場相場をベースに取引を行うこととしております。

この点、セコムテクノの支配株主による本合併に関して、セコムテクノは、前記「3. 合併に係る割当ての内容の算定根拠等 (5) 公正性を担保するための措置」及び「3. 合併に係る割当ての内容の算定根拠等 (6) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための各措置を講じておりますが、セコムテクノは、かかる対応は上記指針の趣旨に適合していると考えております。

また、セコムテクノは、本合併の実施が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、平成 23 年 5 月 10 日付で前記「3. 合併に係る割当ての内容の算定根拠等 (5) 公正性を担保するための措置 ②独立した第三者委員会の設置」に記載した第三者委員会より、(a)本合併はセコムテクノの企業価値向上に資するものと認められ、(b)本合併における合併条件(合併比率を含む)の公正性は確保されていると認められ、(c)本合併において公正な手続を通じたセコムテクノの株主の利益への十分な配慮がなされているものと認められ、(d)(a)から(c)までのほか、本合併はセコムテクノの少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨を内容とする答申書を入手しております。

以 上